**調査内容**

＜以下、令和４年12月１日時点の情報を記載＞

1. 貴院の保険医療機関コードを記載ください。
2. 貴院の医療機関名を記載ください。
3. 貴院が病院、有床診療所のいずれかをお答えください。
   1. 病院
   2. 有床診療所
4. 貴院が有する医療療養病床の許可病床数及び稼働病床数\*をそれぞれお答えください。

\*稼働病床数：許可病床数から過去１年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数

1. 貴院が有する介護療養病床の許可病床数及び稼働病床数\*をそれぞれお答えください。

\*稼働病床数：許可病床数から過去１年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数

1. 貴院が有する老人性認知症疾患療養病棟の許可病床数及び稼働病床数\*をそれぞれお答えください。

\*稼働病床数：許可病床数から過去１年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数

1. 貴院が有する一般病床の許可病床数及び稼働病床数\*をそれぞれお答えください。

\*稼働病床数：許可病床数から過去１年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数

1. （病院のみお答えください）介護施設等への転換を行おうとして、平成30年６月30日までに都道府県知事に医療法に係る届出を行った医療機関ですか。  
   ① 届出を行っていない

② 届出を行っており、既に介護施設等へ転換済

③ 届出を行っており、令和６年３月31日までに転換予定

④ その他（自由記載）

（医療療養病床を有する診療所についてお伺いします）

1. 現に稼働している医療療養病床は、医療法上の看護配置として４対１\*を満たしていますか。

\*看護配置４対１：医療法施行規則第21条の２第２項第１号で定められている、「看護師及び准看護師は療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一」とされている員数の標準。

① はい

② いいえ

1. 現に稼働している医療療養病床は、医療法上の看護補助者配置として４対１\*を満たしていますか。

\*看護補助者配置４対１：医療法施行規則第21条の２第２項第２号で定められている、「看護補助者は療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一」とされている員数の標準。

① はい

1. いいえ
2. 問９又は問10で「いいえ」を選択した場合、看護師・准看護師・看護補助者を合わせて２対１の配置を満たしていますか。

①はい

②いいえ

1. 問９から問11のいずれかで「いいえ」を選択した場合、人員配置標準を満たさない診療所として、平成30年6月30日までに都道府県知事に届出を行っていますか。  
   ①はい  
   ②いいえ
2. 問12で「はい」を選択した場合、人員配置標準にかかる経過措置期間（令和６年３月31日まで）が終了した後の当該療養病床の予定をお答えください。（複数回答可）
   1. 看護職員又は看護補助者の人員を増員する。
   2. 病床数を削減する。（④を選択する場合は選択不可）
   3. 介護施設等へ転換を行う。
   4. 病床を廃止する。（②または③を選択する場合は選択不可）
   5. その他（自由記載）

（医療療養病床を有する病院についてお伺いします）

1. 現に稼働している医療療養病床について、医療法上の看護配置及び看護補助者配置のいずれかが４対１\*を満たしていないとして、平成30年６月30日までに都道府県知事に届出を行っていますか。  
   \*看護配置４対１：医療法施行規則第19条第２項第２号で定められている、「療養病床（略）に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（略）」とされている員数の標準。（診療報酬上の20対１相当）  
   \*看護補助者配置４対１：医療法施行規則第19条第２項第３号で定められている、「療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一」（診療報酬上の20対１相当）  
   ①　はい  
   ②　いいえ
2. 医療療養病床のうち、診療報酬上の経過措置（注11に規定する点数）を届け出ている病床が何床あるかお答えください。
3. 問15が１床以上ある場合、当該療養病床が経過措置を届け出ている理由をお答えください。（複数回答可）
   1. 看護職員の人員配置基準を満たせないため
   2. 看護補助者の人員配置基準を満たせないため
   3. 医療区分２・３に該当する患者の割合の基準を満たせないため
4. 問15が１床以上ある場合、経過措置期間（令和６年３月31日まで）が終了した後の当該療養病床の予定をお答えください。（複数回答可）
   1. 看護職員又は看護補助者の人員を増員する。
   2. 病床数を削減する。（④を選択する場合は選択不可）
   3. 介護施設等へ転換を行う。
   4. 病床を廃止する。（②または③を選択する場合は選択不可）
   5. その他（自由記載）

（介護療養型医療施設を持つ病院・診療所についてお伺いします）

1. 介護療養型医療施設のうち、医療療養病床に移行する予定の病床があるか、お答えください。
   1. 医療療養病床（病院）に移行予定の病床がある。
   2. 医療療養病床（診療所）に移行予定の病床がある。
   3. 医療療養病床に移行する予定はない。
2. 問18で「医療療養病床（病院）に移行予定の病床がある」又は「医療療養病床（診療所）に移行予定の病床がある」と回答した場合、人員配置標準にかかる経過措置期間（令和６年３月31日まで）が終了した後の予定をお答えください。（複数回答可）
   1. 看護職員又は看護補助者の人員を増員する。
   2. 病床数を削減する。（③を選択する場合は選択不可）
   3. 病床を廃止する。（②を選択する場合は選択不可）
   4. その他（自由記載）